議案第88号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例

飛驒市消防団員等公務災害補償条例 (平成16年飛驒市条例第243号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害 補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施 行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以降も、なお従前の例により担保に供することができる。

飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
第1条・第2条 略	第1条・第2条 略
第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。	第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
以下 略	以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴う改
	正
制定改廃	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法
の根拠等	律」(令和2年法律第40号) 附則第65条により、「消防団員等公務災害
	補償等責任共済等に関する法律」(昭和31年法律第107号)が改正され
	たことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の	【改正の趣旨】
概 要	社会経済構造の変化に対し、年金制度の機能強化を図るための措置
	の一つとして、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、年
	金受給権を担保として小口の資金貸付を行う事業(年金担保貸付事業)
	が廃止された。
	これに伴い、当該条例において、傷病補償年金又は年金である障害
	補償若しくは遺族補償を担保に供することができる旨を規定していた
	箇所を削除するもの。 (第3条関係)
市民への	直接的な影響なし。
影響等	
施行日	公布の日
備考	